

議案第19号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が施行されることに伴い、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類			入力	離隔距離（cm）				備考
				上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
		内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	60	—	
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15	15	
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナ	—	15	60	15	

ふろがま	気体燃料	不燃以外			ーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)					
				内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—	
				密閉式	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	2	2	
				屋外用	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15	
				浴室 設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	4.5注	—	4.5
					内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	—	—	—
						21kW以下（ふ	—	4.5	—	4.5

不燃	半密閉式	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	ろ用以外のバー ナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以下 であつて、か つ、ふろ用バ ーナーが21kW 以下)				
		浴室外 設置 外がまでバーナー 取り出し口のある もの	21kW以下（ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以下 であつて、か つ、ふろ用バ ーナーが21kW 以下)	—	4.5	—	4.5
		内がま	21kW以下（ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以下 であつて、か つ、ふろ用バ ーナーが21kW 以下)	—	—	—	—
	密閉式		21kW以下（ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以下 であつて、か つ、ふろ用バ ーナーが21kW 以下)	—	2 注	—	2
	屋外用		21kW以下（ふ ろ用以外のバ ーナーをもつ ものにあつて は当該バーナ ーが70kW以下 であつて、か	30	4.5	—	4.5

						つ、ふろ用バーナーが21kW以下)							
液体燃料	不燃以外					39kW以下	60	15	15	15			
	不燃					39kW以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの						—	60	15	60	15			
温風暖房機	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150			
	密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10					
			強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10					
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5				
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150				
		密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	5	—	5				
				強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5				
	上記に分類されないもの						—	100	60	60		注2	60
				開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネ	14kW以下	100	15 注	15	15 注			注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を

厨房設備	気体燃料	不燃以外	ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ							示す。	
			据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注			
		不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
	据置型レ ンジ			21kW以下	80	0	—	0			
	上記に分類されないもの		使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200			
			使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100			
			使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50			
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付 けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5		4.5
					フードを付 ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5
			半密閉式	12kWを超え 42kW以下	—	15	15	15			
12kW以下				—	4.5	4.5	4.5				
密閉式			42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
屋外用			フードを付 けない場合	42kW以下	60	15	15	15			
			フードを付 ける場合	42kW以下	15	15	15	15			
	フードを付	7kW以下	30	4.5	—	4.5					

ストーブ	不燃	開放式	けない場合										
			フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5					
		半密閉式				42kW以下	—	4.5	—	4.5			
		密閉式				42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合			42kW以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合			42kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
						12kW以下	40	4.5	15	4.5			
		不燃				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
						12kW以下	20	1.5	—	1.5			
	上記に分類されないもの					23kWを超える	120	45	150	45			
						23kW以下	120	30	100	30			
	ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。	
				半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
			不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5		
半密閉式・密閉式				バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5			
液体燃料		不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
		不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5		
		上記に分類されないもの					—	150	100	150	100		
		不											

乾燥設備	気体燃料	燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5		
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合		7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合		12kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合		12kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型		12kW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			屋外用		フードを付けない場合		12kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15		
	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合		7kW以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5	—	4.5	
			半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬間型	調理台型		12kW以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5	—	4.5		

				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃				12kW以下	20	1.5	—	1.5	
給湯湯沸設備	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	—	15	15	15	
			瞬間型		12kWを超え 70kW以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、 据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え 42kW以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合			12kWを超え 42kW以下	15	15	15	15	
		瞬間型		フードを付けない場合	12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kWを超え 70kW以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	—	4.5	—	4.5
				瞬間型		12kWを超え 70kW以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型			調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、 据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用			常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え 42kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合		12kWを超え 42kW以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え 70kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12kWを超え 70kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体		不燃以外			12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15

	燃料	不燃			12kWを超え 70kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方に集中する場合にあっては60cmとする。 注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。
				バーナーが露出	全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	注1	4.5	
				バーナーが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	
				バーナーが露出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	注1	4.5	
				バーナーが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7 kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型		7 kWを超え 12kW以下	150	100	100	100	
						7 kW以下	100	50	50	50	
				強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え 12kW以下	100	150	150	150	
				7 kW以下	100	100	100	100			
		不燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	—	5	
				自然対流型		7 kWを超え 12kW以下	120	100	—	100	
						7 kW以下	80	30	—	30	
				強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え 12kW以下	80	150	—	150	
				7 kW以下	80	100	—	100			
固体燃料					—	100	注2	50	注2	50	注2
			バーナーが露出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機 器本体 上方の	

調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが隠ぺい	卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	側方又 は後方 の離隔 距離を 示す。	
					加熱部 が開放	卓上型グ リル	7 kW以下	100	15	15		15
					加熱部 が隠ぺい	卓上型オ ーブン・ グリル（ フードを 付けない 場合）	7 kW以下	50	4.5	4.5		4.5
						卓上型オ ーブン・ グリル（ フードを 付ける場 合）	7 kW以下	15	4.5	4.5		4.5
						炊飯器（ 炊飯容量 4リット ル以下）	4.7kW以下	30	10	10		10
						圧力調理 器（内容 積10リッ トル以下 ）	—	30	10	10		10
		不燃	開放式	バーナーが露 出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8kW以下	80	0	—	0		
					卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14kW以下	80	0	—	0		
				加熱部 が開放	卓上型グ リル	7 kW以下	80	0	—	0		
					卓上型オ ーブン・	7 kW以下	30	4.5	—	4.5		

					グリル（ フードを 付けない 場合）									
				バー ナー が 隠 ぺい	加熱部 が 隠 ぺい	卓上型オ ー ブ ン ・ グ リ ル （ フ ード を 付 け る 場 合 ）	7 kW以下	10	4.5	—	4.5			
						炊飯器（ 炊飯容量 4リット ル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5			
						圧力調理 器（内容 積10リッ トル以下 ）	—	15	4.5	—	4.5			
移 動 式 こ ん ろ	液 体 燃 料	不燃以外				6 kW以下	100	15	15	15				
		不燃				6 kW以下	80	0	—	0				
	固体燃料				—	100	30	30	30					
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外				2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注				注：温 風の吹 き出し 方向に あって は60cm とする 。
		不燃				2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注				
		不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ 、 電 気 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 （ こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る ）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	4.8kW以下（ 1口当たり2 kWを超え3kW 以下）	100	2	2	2	注1： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 （こ ん ろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で				
—	20 注 1					—	20 注 1							
—	10 注 2				—	10 注 2								
4.8kW以下（ 1口当たり1 kWを超え2kW 以下）	100				2	2	2							
						—	15 注 1	—	15 注 1					
						—	10 注	—	10 注					

電気調理用機器	電気						2		2	ない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
					4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
						—	10注1注2	—	10注1注2	
					こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	
—	10注2	—	10注2							
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0			
				—	0注1注2	—	0注1注2			
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0			
				—	0注2	—	0注2			
電気天火	電気	不燃以外	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
		不燃	2kW以下	10	4.5注	—	4.5注			
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	—	4.5注		
			前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5		

電気ストーブ	電気	不燃以外	全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0 cmとする。 注2：排気口面にあっては4.5 cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。